



暮らしの情報ページ

2月16日(火)～3月15日(月)は 市・県民税と所得税の申告期間

市・県民税

(市・県民税の申告は市役所、各公民館で)

申告が必要なかた
平成11年1月1日現在で市内に在
住し、次のいずれかに該当するかた
所得税の確定申告をするかたは不
要です(別表1参照)

営業、農業、その他の事業、不動産
(地代、家賃)配当、年金などの所得
がある 勤務先から市に給与支払報
告書が出されていない(パート、アル
バイトなども含む) 平成10年中に
退職し、再就職をしていない 給与
所得者で給与以外の所得がある 市
内に家屋敷や事務所、事業所があり、
市外に住所がある

申告書の提出
申告が必要と思われるかたに申告
書を郵送します。同封の 申告の手引
き、書き方を参考に記入してくださ
い。

また、申告書が送付されなくても
申告が必要と思われるかたは、各公
民館・出張所、市民税課に用意してあ

りますのでご利用ください。申告書
は市県民税額を決定することのほ
かに、課税(非課税)証明書の発行な
どのために必要になります。申告書
は11頁の会場へ提出するか、3月15
日(月)までに市民税課に郵送してく
ださい。

問い合わせ市民税課〒350・
1380 入間川1・23・5) 内
線1092・1093

所得税

(所得税の確定申告、所得税
の還付、郵送受け付け)

所得税の確定申告
青色申告、事業所得、不動産所得、
譲渡所得の所得税の申告、住宅取得
等特別控除の申告は市役所では受
け付けできませんので、所沢税務署
へ直接または郵送で提出してくださ
い。税務署の受け付け時間は9時～
16時です。

申告が必要なかた
営業、農業、その他の事業、不動産

(地代、家賃)配当、年金、譲渡などの
所得が所得控除(基礎、配偶者、扶養
控除など)の合計額を超えている
給与所得者で次のいずれかに該当す
るかた①給与の年収が2千万円を超
えている②2か所以上から給与を受
けている③給与と所得以外の所得が20
万円を超えている

申告することで所得税が還付され
るかた

給与所得者で確定申告が必要ない
かたでも、次のいずれかに該当する
かたは、申告をすることで源泉徴収
された所得税が還付される場合があ
ります。還付申告の受け付けは所沢
税務署で始まっています。

融資を受け、住居を取得または増
改築した 10万円所得の合計額が
200万円未満のかたはその5%
(を超える医療費を支払った 年の途
中で退職し、再就職をしていないな
ど

申告書の提出は手紙に郵送で

確定申告期間中の税務署は大変
混雑します。確定申告書は自分で正
しく作成し、郵送で提出しても差し
支えありませんので、郵送による提
出をお勧めします。

郵送にあたってのお願い

確定申告書の控えに税務署の受付
印が必要なかたは、提出する申告書
のほか、申告書の控えと切手を貼っ

た返信用封筒(住所氏名を必ず記入
してください)を忘れずに同封して
ください。

問い合わせ所沢税務署〒359
・8601 所沢市並木1・7) へ
☎993・9111

市・県民税の申告、所得税の 確定申告に必要なもの

給与、年金、配当所得などのあるか
たは源泉徴収票や支払調書など、事
業所得のあるかたは収入、必要経費
が分かる書類、昨年中に支払った社
会保険料、生命、損害保険料の掛け金
などが分かるもの。このほか所得控
除に必要な書類(障害者手帳など)
配偶者の所得が分かる書類、認め印

税理士による 還付申告無料相談

年金を受けているかた、給与所得
者で医療費控除を受けようとするか
た、年の途中で退職または就職した
かたのうち、少額な還付申告相談と
申告書の作成をお近くの税理士事
務所で行います。

期間2月1日(月)～15日(月) ↓土・
日・祝日をのぞく9時30分～16時に
関東信越税理士大会所沢支部事務局の
993・0822か、各税理士事務
所事前に申し込みが必要、費用は無
料(入)

暮らしの情報ページは主に公共機関などからのお知らせを掲載します。問い合わせや申し込みなどは→の記号で表示します。市役所の代表電話番号は☎042 - 953 - 1111です。

市・県民税申告受付日程

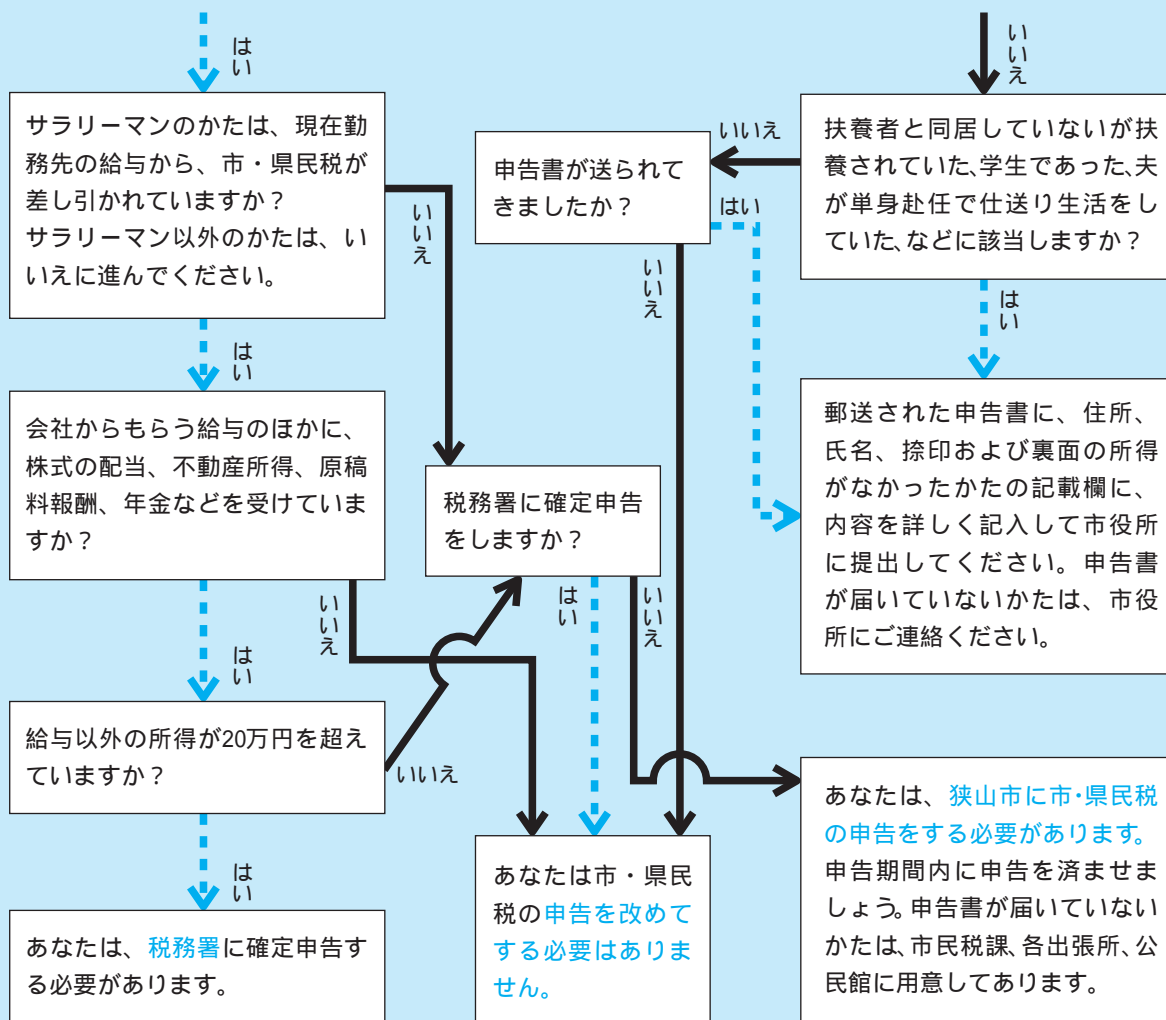
とき	会場
2月16日(火)	市役所(6階)
2月17日(水)	市役所(6階)
2月18日(木)	市役所(6階)
2月19日(金)	市役所(6階)
2月22日(月)	市役所(6階)
2月23日(火)	市役所(6階)
2月24日(水)	広瀬公民館
2月25日(木)	奥富公民館
2月26日(金)	水富公民館
3月1日(月)	市役所(6階)
3月2日(火)	狭山台公民館
3月3日(水)	柏原公民館
3月4日(木)	人間公民館
3月5日(金)	堀兼公民館
3月8日(月)	市役所(6階)
3月9日(火)	人間公民館
3月10日(水)	水野公民館
3月11日(木)	市役所(6階)
3月12日(金)	市役所(6階)
3月15日(月)	市役所(6階)

時間はいずれも9時～16時
住民税・主な所得税の申告用紙は、各公民館、出張所、市民税課にあります。なお、還付申告は右記以外の日程です。すでに所沢税務署で受け付けています(土・日・祝日を除く)

別表1

私は市・県民税の申告をする必要がありますか？

あなたは平成10年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？



平成11年1月1日現在、狭山市以外の市区町村に住んでいたかたは、その市区町村に申告してください